

平成 24 年度  
公立学校共済組合東京支部  
保健事業検討委員会報告書

平成 24 年 10 月 29 日

公立学校共済組合東京支部  
保健事業検討委員会

## はじめに

今、少子高齢化が進む中で、国による社会保障については、様々な議論や制度改革が行われている。

特に、年金事業から保健事業まで、公務員の福利厚生事業に対する納税者を含めた社会の目は、一層厳しさを増している。そのような中で、組合員の掛金及び地方公共団体（事業主）の負担金により運営している公立学校共済組合による保健事業についても、組合員のみならず広く社会の理解が得られるような適切な運営が求められている。

公立学校共済組合の各支部の保健事業は、公立学校共済組合の事業方針である「保健事業実施に関するガイドライン」（平成18年3月）に基づき実施してきたところであるが、平成24年2月、公立学校共済組合本部から新たな「保健事業実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示された。

公立学校共済組合東京支部（以下「東京支部」という。）では、平成24年4月に保健事業検討委員会を設置し、今後の保健事業のあり方について、ガイドラインに基づきつつ、現状と課題を整理し、社会状況や組合員のニーズに即した保健事業の再構築を図るため、検討を進めてきた。

その中で、本来、教職員の健康管理については、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく定期健康診断（事業主健診）が基本であり、学校設置者（事業主）はその責務として教職員の健康診断の受診率を向上させ、また、産業医を活用しつつ、近年重要性を増している精神保健を含めた健康管理に取り組むべきであることを改めて確認した。

そのことを踏まえて検討した結果、東京支部としては、保健事業のうち健康管理事業に重点を置き、教職員の健康管理について、学校設置者（事業主）が実施する施策の補完となるよう事業を再構築すること、医療保険者の行うべき生活習慣病の発症予防（一次予防）やがんの発症予防に向けた事業内容の充実を図り、組合員とその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康増進等を推進すること、一般事業については保健事業の目的を踏まえた上で他団体との事業の重複を避けた事業の実施を図ることが必要であるとした。

また、今後実施する事業内容の組合員等への周知に当たっては、広報誌及びホームページ等を幅広く活用して行うとともに、合わせて生活習慣病等の関連情報を積極的に提供していくべきである。

東京支部にあっては、この報告書の趣旨及びガイドラインに沿って、事業効果の不断の検証を行いながら事業を推進していくよう期待する。

平成24年10月

保健事業検討委員会

# 保健事業検討委員会 報告書

## 目 次

1	保健事業見直しの背景 .....	1
	(1) 国の動向	
	(2) 本部のガイドライン	
	(3) 東京支部をめぐる動き	
2	東京支部保健事業の現状 .....	2
	(1) 事業財源	
	(2) 健康管理事業	
	(3) 健康づくり事業	
	(4) 一般事業	
3	見直しの基本的な考え方 .....	5
4	各事業の見直し案 .....	5
	(1) 人間ドック	
	(2) 特定健康診査・特定保健指導	
	(3) こころとからだの相談事業	
	(4) 一般事業	

<付属資料>

# 1 保健事業見直しの背景

## (1) 国の動向

平成14年8月に「健康増進法」が制定された後、厚生労働省の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示第195号）、その方針を受けた文部科学省の「公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」（平成16年文部科学省告示第129号）により、共済組合が教職員の健康の増進を推進する基本的な方向として、従来の疾病対策の中心であった二次予防（疾病の早期発見、早期治療）にとどまることなく、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、その結果、高血圧、糖尿病及び脂質異常症等の生活習慣病を予防する。）に重点を置いた保健事業の推進が示された。

また、平成20年4月には、医療保険者に、生活習慣病の予防のための特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施が義務付けられた。これにより、共済組合においては、特定健診等の事業（地方公務員等共済組合法第112条の2）を福祉事業として実施するための新たな財政負担が発生することとなった。

さらに、「がん対策基本法（平成18年法律第98号）」により平成24年6月に新たに策定された「がん対策基本計画」では、重点的に取り組むべき課題として、働く世代や女性へのがん対策への取組の推進が加えられている。

## (2) 保健事業実施に関するガイドライン

公立学校共済組合本部（以下「本部」という。）が平成24年2月に示した「保健事業実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）にある保健事業の目的は、従前のおり「組合員等の心身の健康づくりを主な目的として行うことにより、組合員等が健康な生活を営み、組合員が安心して職務に専念できるように支援する」こととしているが、これに加え、「保健事業の充実を図り、健康の保持増進及び疾病予防を推進することは、短期給付の予防給付的な措置として、当共済組合の健全な財政運営及び組合員の負担増の抑制につながり、中長期的には医療費の適正化を図るものである」としている。

さらに、組合員等のニーズ、今後の福祉財源の推移及び国の健康増進政策の動向等にかんがみ、健康管理事業に事業実施の重点を置くとし、一般事業については、保健事業の目的を踏まえて、引き続き必要性及び優先順位を検討した見直しを求めている。

### (3) 公立学校共済組合東京支部をめぐる動き

組合員に対する福利厚生事業については、関係団体において様々な見直しが行われている。公立学校共済組合東京支部（以下「東京支部」という。）では、平成 23 年 12 月の支部運営審議会において、運営上の困難さや施設の老朽化から平成 25 年 3 月末をもって公立学校共済組合東京宿泊所分館ホテル伊豆高原（以下「ホテル伊豆高原」という。）の廃止を決定している。

また、東京支部と同じように福利厚生事業を行っている財団法人東京都人材支援事業団（以下「事業団」という。）は平成 25 年度から一般財団法人化を予定しており、事業内容の見直しが進められている。

さらに、東京支部との共催事業を実施している東京都教職員福利厚生会（以下「厚生会」という。）についても事業の見直しが進められている。

## 2 東京支部保健事業の現状

### (1) 事業財源

東京支部は厚生会と保健事業を共催しており、厚生会の拠出する負担金が事業財源の一部となっている。平成 25 年度から事業団の一般財団法人化に伴う事業内容の変更及び厚生会の共催事業の廃止により、事業財源は減少する見込みである。

また、福祉財源（組合員の掛金及び地方公共団体（事業主）の負担金）による事業費は毎年度本部から配分されているが、今後、組合員数の減少及び給与額の減少により福祉財源の減少が予想されることから、配分額の減額が見込まれる。

### (2) 健康管理事業

#### ア 人間ドック

基本ドックは、日帰り、脳、ウィメンズ、前泊大腸及び 1 泊 2 日の 5 種類があるが、利用者の 9 割以上が「日帰りドック」を利用している。

日帰り以外の基本ドックは、検査する部位に着目した検査項目としているため、日帰り以外の基本ドックを選択すると、上部消化管エックス線検査、胃部エックス線検査、腹部超音波検査等は受けられない。

また、前泊大腸及び 1 泊 2 日は、利用が年間 10 件程度と低調であり、実施機関も限定されている（検査用の病床がなければ泊ドックは実施できない。）。大腸ドックについては、検査の事前準備の関係から前泊扱いとしているが、大

腸の検査は宿泊を伴わずに実施できる状況にあり、むしろ宿泊を伴うドックは時間的に困難な利用者が多い。

一方、人間ドックのオプションには、胃カメラ、肺（CT）、脳（MRI・MRA）、大腸、女性健診（乳房・子宮）、骨密度、ピロリ菌及び腫瘍マーカーがあるが、ウィメンズドックや脳ドック等の基本ドックの利用者よりも、日帰りドックに女性健診や脳等のオプションを付加する利用者が多く、このような利用方法が定着している。

なお、事業団の会員資格を有する組合員の日帰り、脳及び前泊大腸の利用については、事業団の利用助成もあるが、今後廃止を見据えた見直しが進められている。

## イ 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査にかかる検査項目は、定期健康診断（事業主健診）の検査項目に含まれており、受診結果は事業主から東京支部へ情報提供される。このため、現職組合員は改めて特定健康診査を受診する必要はなく、受診率も高い。しかし、任意継続組合員及び被扶養者については、各自が公立学校共済組合の契約医療機関で受診しなくてはならないことから、受診率は低くなっている。

また、特定保健指導は、東京支部において特定健康診査の検査結果の階層化後、対象者へ利用券を発行し、対象者が受け取った利用券により特定保健指導を利用するという流れとなっている。事業主からの特定健康診査結果の提供は年度後半となることが多いため、対象者にとっては東京支部から保健指導利用券を受領したとしても利用できる期間が年度末までと短いことから、利用率は低くなっている。

特定健康診査・特定保健指導の必要性についての認知度が依然として低いことも、受診率や利用率が向上しない一因となっている。

## ウ こころとからだの相談事業

相談事業については、本部、東京都教育委員会から委託を受けた社団法人東京都教職員互助会及び事業団が、多様な相談事業を提供している。

東京支部で実施しているストレスチェックに基づく相談・カウンセリングは減少傾向にあり、こころの一般相談は増加傾向にある。

いくつもの機関があるため、教育現場からは、相談をしたいが実際どこに相談してよいかわからないという声があがっている。

### (3) 健康づくり事業

#### ア 健康セミナー

健康への関心を高め、生活習慣病予防を前提とした健康管理に役立つ知識の普及を図るため、夏季休業期間中に参加型のセミナーを実施している。

### (4) 一般事業

#### ア 福利厚生サービス提供事業

福利厚生サービス提供事業は、平成 16 年度から福利厚生サービス代行を導入し、平成 22 年度から名称を「かがやきメイト」として、宿泊施設、複合スポーツ施設、日帰りイベント及びスポーツクラブ等のサービスを組合員とその家族に提供している。

厚生会との共催による相互負担により事業を実施しており、厚生会の負担割合は 56%である。

#### イ 宿泊施設振興事業

宿泊施設振興事業は、組合員、退職者（組合員期間 20 年以上の者）及びその家族等のレクリエーション増進に資するとともに、直営宿泊施設である公立学校共済組合東京宿泊所（ホテルフロラシオン青山）及びホテル伊豆高原の利用促進を図ることを目的として、宿泊、会食、婚礼等への利用補助を行っている。

宿泊利用補助については厚生会との共催による相互負担により事業を実施しており、厚生会の負担割合は 27%である。

ホテル伊豆高原に関しては、利用者は組合員が 32%、任意継続組合員が 4%、退職者等が 64%となっており、現職組合員の保養のための施設とは言い難い。

#### ウ 島しょ健康管理支援事業

島しょ地区の地域性を考慮し実施している島しょ健康管理支援事業は、東京支部が実施する健康管理事業に参加する場合又は疾病により島外での診療が必要である場合に交通費の一部を補助する「島しょ健康管理支援補助」と、安価で良質な医薬品等の購入が困難である島しょ地区の学校等に勤務する組合員に対する「医薬品引換券（ヘルスギフト券）の支給」事業とがある。

医薬品引換券については支給事業であることから、ガイドラインによる物配り的事業として見直しの対象と考えられる。

## エ おめでとうギフトセット他

おめでとうギフトセットは、組合員等が出産したときに、育児支援のための品物（出産費請求時に1品を選択）として支給する事業である。実績は増加傾向にあるが、ガイドラインによる物配りの事業に該当すると考えられることから、支援方法の見直しが必要となっている。

補装具購入費補助は、身体上の障害のある組合員又はその被扶養者に対し、補装具及び日常生活用具購入費を支給し、組合員の福祉の増進に資することを目的として実施しているが、ガイドラインに基づいた見直しを検討する。

上記のほか、事業財源から広報誌の作成費用のうち保健事業相当分を負担しているが、厚生会も事業相当分を負担していることから、今後、広報誌の作成についても見直しが必要となる。

## 3 見直しの基本的な考え方

- (1) 福祉財源の縮小、組合員のニーズ及びガイドラインの趣旨に基づき、今後の保健事業は、健康管理事業に重点を置くこととする。その考え方に沿った事業の見直しを行い、その事業を効率的かつ効果的に実施していく。
- (2) 健康管理事業は、学校設置者（事業主）が実施する教職員の健康管理施策の補完を基本としつつ、組合員等の健康の保持増進及び疾病予防等の充実を図るために一次予防及びがん発見に重点を置いた事業への見直しを行う。
- (3) 一般事業は、保健事業の目的を踏まえた上で各事業ごとに必要性及び優先順位を考慮し、廃止も視野に入れた見直しを行う。

## 4 各事業の見直し案

### (1) 人間ドック

ア ガイドラインの趣旨及び、日帰りドックが最も受診者が多くかつ検査項目が充実しているという点から、基本ドックを日帰りドックに統一する。

イ がんの発見に重点を置いたオプションの実施を図り、り患年齢の低い乳がん、子宮がん及び死亡者数が増加傾向にある肺がん等の検査を重点的に補助する。

ウ 若年層が健康管理の意識を高めるきっかけを提供するため、自己負担金の特例措置を見直し、より早期の人間ドック受診を促していく。

## (2) 特定健康診査・特定保健指導

- ア 特定保健指導の利用促進に向け、人間ドック受診者で特定健康診査項目の数値が高い対象者については、特定保健指導の初回面接を人間ドック受診終了時に行う仕組みを検討していく。
- イ 特定健康診査データの速やかな受領による特定保健指導の利用機会を確保するため、事業主に対して円滑な事業遂行のための依頼を行う。
- ウ 被扶養者の特定健康診査受診を促進するため、特定健康診査・特定保健指導の意義等について、広報誌等でPRしていく。

## (3) こころとからだの相談事業

- ア 相談事業の利用者数増加を受けて、本部と連携し、引き続き組合員等に相談の機会を提供する。
- イ 東京支部、本部が実施する相談事業に加えて、東京都教育委員会、事業団等、共済組合以外が実施する相談事業についても、組合員に情報提供をしていく。
- ウ 福利厚生サービス提供事業のメニューとして、第三者機関による相談事業の実施を検討し、組合員等の選択肢を広げる。
- エ 情報提供に当たっては、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用し、気軽に利用できる事業であることをPRしていく。

## (4) 一般事業

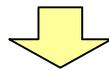
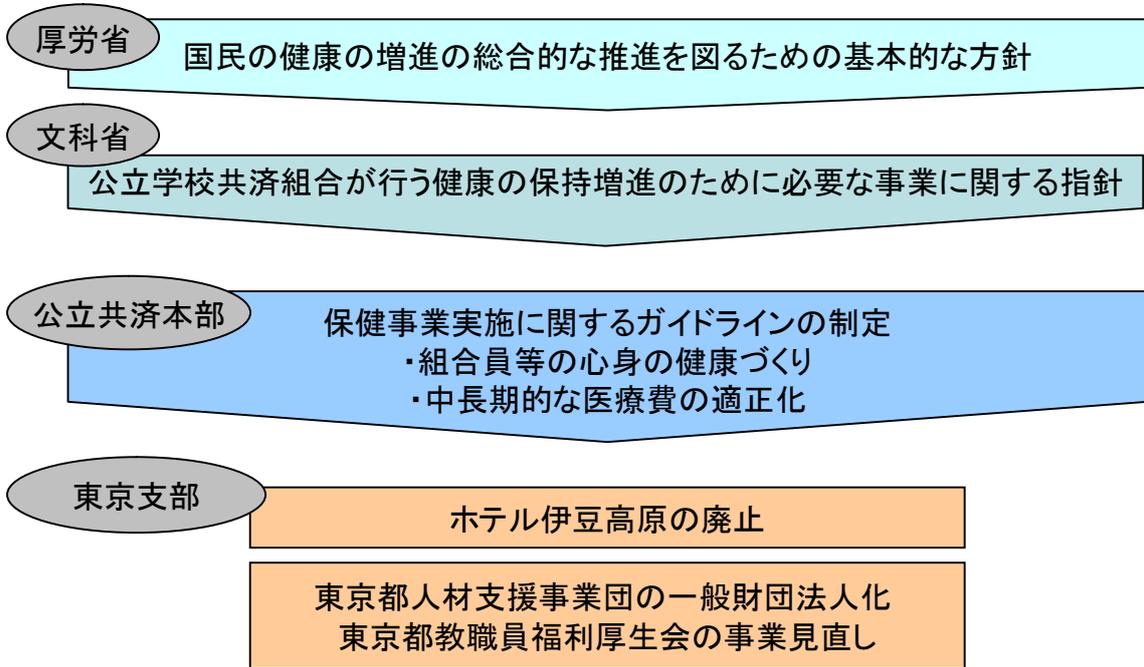
- ア 各事業の実施に当たっては、事業財源の減少及び地方公務員等共済組合法に基づく保健事業の適正化を図るため、補助対象者を組合員及びその被扶養者とする。
- イ 福利厚生サービス提供事業については、利用実績を基に他団体との事業の重複を避け、内容を精査して継続する。
- ウ 宿泊利用補助については、ホテル伊豆高原廃止に伴う事業を含め、福利厚生サービス提供事業の中で実施内容を検討する。
- エ おめでとうギフトセットについては、支援方法とあわせて、福利厚生サービス提供事業の中で実施を検討する。
- オ 上記の事業以外については、費用対効果及び事業環境の変化を踏まえて縮小又は終了する。

## <付属資料>

- 保健事業検討委員会開催の背景～なぜ、今保健事業の見直しが必要か～
- 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
- 保健事業実施に関するガイドライン（平成 24 年 2 月 14 日制定）
- 福利厚生事業に関する各団体等の役割と主な課題
- 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業一覧
- 保健事業財源の今後
- 人間ドック検査内容
- 平成 23 年度人間ドック 年代別、所属所別利用状況
- 成人病（生活習慣病）健診の目的等について
- 人間ドック項目検討にあたっての考慮事項
- 特定健康診査・特定保健指導について
- こころとからだの相談事業について
- 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会名簿
- 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会審議日程
- 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会の設置について
- 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会要綱

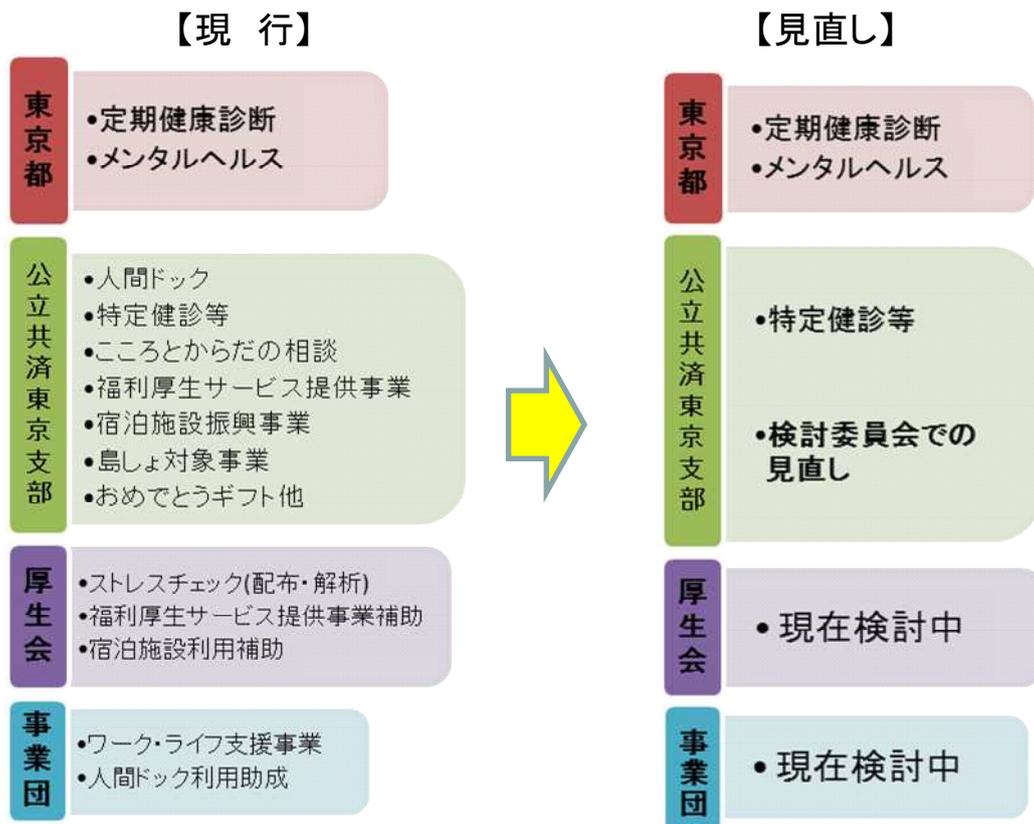
# 保健事業検討委員会開催の背景

## ～なぜ、今保健事業の見直しが必要か～



### 保健事業の再構築

保健事業検討委員会の提言を基に、新たな事業方針としての指針を策定する。



# 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (平成15年厚生労働省告示第195号)からの抜粋

## 1 一次予防の重視

◎一次予防(生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること)

△二次予防(健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療)

△三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ること)

## 2 目標の設定と評価

事業環境の変化に対応するための目標の設定

- ・特定健診等実施の義務化
- ・組合員の減少及び給与水準の見直しによる福祉財源の減少等

⇒目標に到達するための諸活動の成果を適切に評価

⇒その後の健康増進の取組に反映

## 3 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

- ・多様な経路による情報提供
- ・ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進
- ・多様な分野における連携

※ 上記方針は、平成24年厚生労働省告示第430号により全面改正されましたが、上記趣旨に変更はありません。

# 保健事業実施に関するガイドライン

平成24年2月14日制定

このガイドラインは、「公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」（平成16年文部科学省告示第129号。以下「指針」という。）及び公立学校共済組合運営規則（昭和38年2月25日制定）第38条の規定に基づき、当共済組合が実施する保健事業の総合的な推進に関する基本事項を定めるものであり、支部においては、このガイドラインに沿って保健事業を実施し、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康及び福祉の増進を支援していくこととする。

また、このガイドラインは、組合員等に対して保健事業が何を目的として、どのような仕組みで行われているかを明らかにするものである。

## 1 保健事業の目的

保健事業は、福祉事業の中核をなす事業であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第1号、第6号及び第112条の2並びに指針に基づき、組合員等の心身の健康づくりを主な目的として行うことにより、組合員等が健康な生活を営み、組合員が安心して職務に専念できるように支援するものである。

また、保健事業の充実を図り、健康の保持増進及び疾病予防（以下「健康増進等」という。）を推進することは、短期給付の予防給付的な措置として、当共済組合の健全な財政運営及び組合員の負担増の抑制につながり、中長期的には医療費の適正化を図るものである。

## 2 基本姿勢

- (1) 上記1に掲げる目的を達成するため、本部は、支部及び直営病院と連携しながら、このガイドラインに沿って、保健事業の見直しを推進する。
- (2) 保健事業の実施に当たっては、単に事業の拡大を図るだけでなく、結果として医療費の適正化につながるような、効率的かつ効果的な事業展開を図ることとする。
- (3) 組合員等に対して、積極的に事業情報を提供するとともに、事業効果に関する評価を説明することにより、組合員等に対する説明責任を全うする。

## 3 事業の種類

組合員等の健康増進等を支援する事業を総称して「健康管理事業」とし、それ以外の事業を「一般事業」として区分する。

各事業の種類及び内容は、概ね次表のとおりとする。

区 分	種 類	内 容
健康管理事業	特定健診等事業	特定健康診査、特定保健指導（以下「特定健診等」という。）
	健 診 事 業	人間ドック、器官別検診（以下「人間ドック等」という。）
	健康づくり事業	① 心身の健康づくり・体力づくりのための健康教育・健康相談 ② 健診を実施した後の事後指導（以下「フォローアップ」という。）等
一 般 事 業	保 養 関 係	宿泊施設利用補助等
	体 育 関 係	各種のスポーツ大会の支援等
	教養・文化関係	各種の教養・文化行事の開催等
	へき地組合員関係	へき地組合員を対象とした事業
	そ の 他 関 係	上記以外の保健事業

#### 4 事業実施の重点事項

保健事業の実施に当たっては、保健事業検討委員会の検討結果を踏まえて、組合員等のニーズ、今後の福祉財源の推移、国の健康増進政策の動向等に鑑み、当面、次に掲げる事項に重点を置くこととする。

##### (1) 健康管理事業

- ① 特定健診等、人間ドック等及び健康づくり事業を通じて、生活習慣病の発症予防（一次予防）、健診情報を活用したフォローアップの実施、ライフステージや性差等に応じた健康増進等の取組を推進する。
- ② 組合員については、事業主健診を健康管理の基盤と位置付けた上で、事業主又は職員互助団体が組合員に実施している事業主健診等の実施状況を把握して、健康増進等のために必要と判断される検査について、生活習慣病やがんの発症リスクが高い組合員を中心に人間ドック等の受診機会を提供する。
- ③ 人間ドック等の受診対象とならない若年層の組合員については、健康づくり事業により健康増進等を推進する。
- ④ 被扶養者については、市町村が実施するがん検診と特定健康診査を健康管理の基盤と位置付け、これを補完するために人間ドック等の実施や健康づくり事業により健康増進等を推進する。
- ⑤ 今後も福祉財源の縮小が見込まれる中で、効率的かつ効果的に健康管理事業を実施していくため、上記に掲げた事項のほか、次に掲げる事項に取り組む。
  - イ がん検診は、次に掲げる事項に配慮して実施する。また、その実施状況（人間ドックで実施されるがん検診を含む。）の把握に努め、健康づくり事業を通じて、がんの発症を予防するための生活習慣の改善等に関する啓発活動を推進する。

- 厚生労働省の指針（平成20年3月31日付け健発第0331058号）に定める検査項目等を参考として、がん検診を実施する。
  - 婦人がんの発症年齢のピークが30代から40代までであること及び組合員の約半数が女性であるという当共済組合の事情を考慮して、引き続き婦人がん検診の拡充を推進する。
  - 利便性を考慮した受診機会の提供を検討する。
- ロ 人間ドックは、1日ドックを基本とし、泊ドックの実施はやむを得ない事情があるときに限定し、段階的に1日ドックへの移行を進める。
- ハ 限られた財源の中で健康管理事業を実施していくために受診者に一定の自己負担を求めているところであるが、自己負担の内容を検討し、適切に対応する。
- ⑥ 教職員の病気休職の現状をかんがみ、プライバシーの保護及び利便性に配慮しつつ、メンタルヘルスに対する多様な取組を図る。
  - ⑦ 特定健診等については、実績の向上を図るため、事業主との調整の推進、利便性を考慮した受診機会の提供、制度の周知等に取り組む。
  - ⑧ 医療保険分野における国のIT化政策の動向を注視しながら、本部は、支部及び直営病院と連携し、健診情報と診療情報（以下「健診情報等」という。）を一元的に管理し、その分析結果を保健事業に活用するシステムの構築を検討する。
  - ⑨ 本部は、直営病院が組合員等に係る人間ドックを実施する際の目安となるような、検査項目に関するモデルを検討する。

## （2）一般事業

- ① 保健事業の目的を踏まえて、引き続き必要性及び優先順位を検討し、見直しを行っていくこととする。
- ② 一人当たり福祉財源額の水準を大きく超えるサービスや記念品等の物配り的な事業については、継続の必要性を検討する。
- ③ 少子高齢化社会の進展を背景に組合員等のニーズが高まっている、介護・育児支援、生活設計支援等については、事業全体の見直しの中で必要な財源を確保して、その充実に努める。

## 5 事業運営

- （1）保健事業の運営に当たっては、組合員等に対して、広報誌、ホームページその他の周知方法（以下「広報誌等」という。）を幅広く活用して、事業内容の十分な周知と生活習慣病等の関連情報の提供に努める。
- （2）毎事業年度の支部予算については、執行残が生じないように適切な事業計画の策定を図る。  
また、余裕資金（年度末における流動資産から流動負債と退職給与引当金を控除した残高をいう。）については、計画的な解消を図るとともに、その解消が実現されるまでの間、本部への資金集中による効率的な運用を推進する。
- （3）事業主である地方公共団体や職員互助団体等と一層の協力・分担を推進して、共済組合として行うべき事業を明確にしなが、事業の重複実施を避け、効率的かつ効果的な事業運営を図る。

- (4) 本部と支部、又は支部と他団体との連携等により、スケールメリットを活用した事業の実施を推進する。
- (5) 健診結果その他の個人情報の保護管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、公立学校共済組合個人情報保護方針（平成 17 年 3 月 16 日制定）その他の個人情報の保護に関する法令又は内規の定めるところにより、適切に取り扱う。

## 6 事業資金

- (1) 事業資金は、福祉財源等をもって充てる。
- (2) 支部に対する事業資金の配分額は、次に掲げる要素を考慮して算定する。
  - ① 基本的部分
  - ② 組合員数
  - ③ 地域的特性
  - ④ 管理費用

## 7 支部保健経理から宿泊経理への資金の繰入れ

支部保健経理から宿泊経理への資金の繰入れについては、必要最低限の範囲で実施する。併せて、宿泊施設の独立採算の確保が求められていること、また、平成 22 年度から宿泊経理及び医療経理に対する福祉財源の配分を取りやめたことの趣旨を十分に勘案し、支部において見直しを検討する。

## 8 本部、支部及び直営病院の役割分担

- (1) 本部は、次に掲げる事項を行う。
  - ① 全支部の組合員等（以下「全組合員等」という。）を対象とする保健事業の実施
  - ② 支部における保健事業実施状況の把握及び支部に対する指導・支援（研修の実施を含む。）
  - ③ 支部に対する保健事業資金の送金
  - ④ 支部余裕資金の集中運用
  - ⑤ 保健事業に関する社会の動向等についての支部への情報提供
  - ⑥ 広報誌等による全組合員等への事業内容（保健経理の決算状況を含む。）の周知及び事業効果に対する評価の説明
  - ⑦ 特定健診等の実績に関する国への報告
  - ⑧ 直営病院が保健事業を通じて職域病院としての役割を果たすために必要な調整
  - ⑨ 保健事業を円滑に推進するための諸制度の改善等に関する関係機関への働きかけ
- (2) 支部は、理事長から支部長への委任に基づき、次に掲げる事項を行う。
  - ① 当該支部に所属する組合員等を対象とする保健事業の実施
  - ② 組合員等のニーズの把握
  - ③ 保健事業の見直し
  - ④ 広報誌等による組合員等への事業内容（支部保健経理の決算状況を含む。）及び

#### 事業効果に関する評価の説明

(3) 直営病院は、次に掲げる事項を行う。

- ① 支部が実施する健康管理事業の受託
- ② 健康管理事業の実施に必要な情報の提供に関する協力
- ③ 健診情報等の分析・活用など、保健事業の拡充に向けての取組に関する協力

#### 9 本部における検討委員会の設置

理事長は、保健事業の今後の在り方について検討するため、次のとおり本部に検討委員会を設置する。

(1) 検討事項

- ① 保健事業の現状分析
- ② 保健事業の今後の在り方

(2) 委員の構成

- ① 組合員関係者
- ② 支部関係者
- ③ その他関係者

(3) 設置時期

保健事業を取り巻く環境の変化を見極めつつ、概ね5年毎を目途に設置し、検討を行う。

(4) 検討結果

- ① 検討委員会は、検討結果を理事長に報告する。
- ② 理事長は、当該検討結果を支部長に通知するとともに、当該検討結果の趣旨を踏まえて新たな事業方針を策定し、これに基づき支部事業の見直しを指導する。
- ③ 理事長は、当該検討結果を、広報誌等により積極的に組合員等に周知する。

(5) 理事長は、上記の(1)ないし(3)について、必要に応じて変更することができる。

(6) 詳細については、検討委員会の設置の都度、別に定める。

#### 10 支部における検討委員会の設置

支部長は、社会状況の変化や組合員のニーズに応えた保健事業としてふさわしい事業とするため、必要に応じて次のとおり支部に検討委員会を設置することができる。

(1) 検討事項

- ① 実施中の事業に関する評価・見直し
- ② 未実施の事業に関する要望

(2) 委員の構成

- ① 組合員関係者
- ② その他関係者

(3) 検討結果

- ① 検討委員会は、検討結果を支部長に報告する。
- ② 支部長は、当該検討結果を理事長に報告するとともに、事業計画に反映させる。
- ③ 支部長は、当該検討結果を、広報誌等により積極的に組合員等に周知する。

(4) 支部長は、上記の(1)及び(2)について、支部の実情により変更することができる。

#### 付 記

- 1 このガイドラインは、平成24年4月1日から実施する。
- 2 次に掲げる事項については、1にかかわらず、本部は、支部又は直営病院と連携しながら、平成24年度以降の実施に向けて中長期的な見地から検討を進める。
  - (1) 健診情報等の一元的な管理の仕組みの構築及び分析結果の活用（フォローアップを含む。）
  - (2) スケールメリットを活用した事業の推進の一環として、本部一括契約による保健事業のアウトソーシング
  - (3) 人間ドックの直営病院モデルの設定
  - (4) 特定健診等及び人間ドック等に係る自己負担の水準（目安）の在り方
- 3 このガイドラインの実施に伴い、「保健事業実施に関するガイドライン」（平成18年3月29日付け公本保第292の29号）は廃止する。

## 福利厚生事業に関する各団体等の役割と主な課題

	東京都教育委員会	公立学校共済組合東京支部	財団法人東京都人材支援事業団	
				東京都教職員福利厚生会
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法第 22～27 条(事業者の講ずべき措置)</li> <li>第 66 条(健康診断の実施)</li> <li>・学校保健安全法第 15 条、第 16 条(職員の健康診断の実施)</li> <li>・結核予防法</li> <li>・地方公務員法第 42 条(厚生制度の計画の樹立及び実施)</li> <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条(教委の職務権限)</li> <li>・東京都教育委員会被服貸与規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第 43 条(共済制度)</li> <li>・地方公務員等共済組合法第 112 条(福祉事業の実施)</li> <li>「組合員の福祉の増進に資する」</li> <li>・公立学校共済組合定款第 27 条(福祉事業の内容)</li> <li>・公立学校共済組合運営規則第 38 条(福祉事業運営に関する必要事項の決定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第 42 条(厚生制度の計画の樹立及び実施)</li> <li>・東京都職員互助組合に関する条例(設置)</li> <li>・東京都職員互助組合に関する条例施行規則第 5 条(事業内容)</li> <li>・財団法人東京都人材支援事業団寄附行為第 3 条(目的)</li> <li>「東京都の行政に携わる者等の福利の増進及び育成等を図る事業を行い」</li> <li>第 4 条(事業)</li> <li>②福利厚生に関する企画・調査研究及び実施の受託</li> <li>④福利厚生に関する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都教職員福利厚生会規約</li> <li>第 4 条(目的)</li> <li>「会員の福利の増進を図り、もって教育の向上に寄与することを目的」</li> <li>第 5 条(事業内容)</li> <li>(①給付事業、②福祉事業)</li> <li>③健康維持・増進事業</li> <li>④島しょ地区助成事業</li> </ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>①任命権者としての事業</li> <li>②設置者としての事業</li> <li>③事業主としての事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康管理事業</li> <li>②保健事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気回復事業等</li> <li>①会費のみで実施</li> <li>②公費と会費との折半で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元気回復事業</li> <li>*人材支援事業団事業の上乗せにならない事業</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①精神保健相談</li> <li style="padding-left: 20px;">メンタルヘルス事業</li> <li style="padding-left: 20px;">職場復帰訓練</li> <li>②退職準備講習会</li> <li>③健康診断</li> <li>④被服貸与</li> <li>⑤安全衛生管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人間ドック利用助成</li> <li style="padding-left: 20px;">相談事業</li> <li style="padding-left: 20px;">メンタルヘルス事業</li> <li style="padding-left: 20px;">健康セミナー</li> <li>②福利厚生サービス提供事業</li> <li style="padding-left: 20px;">直営施設利用補助</li> <li style="padding-left: 20px;">支部企画事業</li> <li style="padding-left: 20px;">育児支援事業</li> <li style="padding-left: 20px;">島しょ健康管理支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①祝金、見舞金の支給</li> <li style="padding-left: 20px;">遺族支援</li> <li style="padding-left: 20px;">せん別金等の支給</li> <li>②ワーク・ライフ支援事業</li> <li>③各団体等への福利事業補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック利用助成(単独会員)</li> <li>宿泊利用補助</li> <li>支部事業への費用負担(メンタルヘルス、福利厚生サービス提供事業)</li> </ul>
主な課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業の再構築</li> <li>保健事業検討委員会の提言を基に、新たな事業方針としての指針を策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人化に向けた事業の見直し</li> <li>① 融資事業</li> <li>② 給付事業</li> <li>③ その他の事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度、事業団の一般財団法人化に伴う補助金の見直しにより、会の存廃を含めた事業の大幅な見直しが必要。</li> </ul>

平成24年度 公立学校共済組合東京支部保健事業一覧

事業名		概要	予算額(千円)	財団法人東京都人材支援事業団	東京都教職員福利厚生会	
(1) 特定健診等事業	人間ドック 一泊二日ドック	検査料金59,500円 自己負担金28,000円	406,254	-		
	人間ドック 日帰りドック	検査料金38,500円 自己負担金6,000円(三楽関中補助3,000円) 自己負担金免除=満40歳、定年退職者・被扶養配偶者		組合員本人補助:5,000円		
	人間ドック 脳ドック	検査料金46,000円 自己負担金9,000円		組合員本人補助:5,000円	-	
	人間ドック 大腸ドック	検査料金68,000円 自己負担金13,000円		組合員本人補助:5,000円		
	人間ドック ウイメンズドック	A:検査料金40,500円 自己負担金7,000円 B:検査料金42,500円 自己負担金8,000円(45歳以上の希望者)		-		
	特定健康診査等 (支部事業分)	・受診券発行費用等(被扶養者、任意継続組合員)	48,413	-	-	
(2) 健康管理事業	人間ドック 一泊二日ドック	検査料金59,500円 自己負担金28,000円	12,000	-		
	人間ドック 日帰りドック	検査料金38,500円 自己負担金6,000円(三楽関中補助3,000円)		組合員本人補助:30,000円		
	人間ドック 脳ドック	検査料金46,000円 自己負担金10,000円		組合員本人補助:30,000円	-	
	人間ドック 大腸ドック	検査料金68,000円 自己負担金14,500円		組合員本人補助:30,000円		
	人間ドック ウイメンズドック	A:検査料金40,500円 自己負担金7,000円		-		
	人間ドックオプション	大腸がん	検査料金18,300円 自己負担金3,000円	107,163		
		骨密度				
		腫瘍マーカー	各オプション1,000円の補助			
		ピロリ菌				
		女性健診(乳房)	3,000円の補助		-	-
		女性健診(子宮)	2,000円の補助			
		胃カメラ	検査料金3,200円 自己負担金2,000円 ※一部医療機関では料金が異なる。			
	器官別単独					
	肺(CT)	検査料金13,000円 自己負担金3,000円				
	脳(MRI・MRA)	検査料金32,000円 自己負担金12,000円				
	胃カメラ	検査料金18,900円 自己負担金5,000円				
	乳房検査	検査料金8,000円 自己負担金2,000円				
子宮検査	検査料金10,500円 自己負担金3,000円					
からだの相談	人間ドック受診データの整備 人間ドック受診結果による健康相談等	13,200	「相談室」 ・一般相談・専門相談 ・健やかテレフォン相談 ・心の健康づくりセルフケア支援	-		
こころの相談	ストレスチェックの解析結果に基づく相談他	13,500		ストレスチェックシートの印刷、配布及び解析:採用1~3年目		
健康セミナー	運動指導士等による健康講座	3,000	-	メンタルヘルス・サポートサービス(講演会の実施・普及啓発活動)		
(3) 一般事業	福利厚生サービス提供	福利厚生代行業者へ業務委託(宿泊・スポーツクラブ・鑑賞会他)	186,276		・福利厚生サービス提供事業利用補助	
	宿泊施設振興事業	宿泊施設利用補助	フロンティア 1泊2,000円 伊豆高原 1泊2食5,000円(利用料金8,000円未満は4,000円)	78,018	○ ワーク・ライフ支援事業 ・育児支援:保育料割引 800円/1時間 ・介護支援:在宅介護利用料割引 800円/1時間 ・資格取得等支援:講座受講料等割引 上限20,000円 ・健康づくり支援:スポーツクラブ都度利用料補助 800円/1回(自己負担額) ・宿泊等:事業団指定旅行社取り扱いの宿泊施設及び旅行 事業団優待の特定施設 の割引 3,000円(年間5回まで) 事業団優待の施設・基本サービス施設 1,000円(年間5回まで) ・介助者宿泊:事業団優待の施設・基本サービス施設 3,000円(年間5回まで) ・島しょ地域会員向けサービス ・その他基本サービス	・宿泊施設利用補助
		宿泊施設補助チケット	フロンティアでの会食を補助 5,000円以上利用1回2,000円		・いきいき体験学習(海外)	
		婚礼補助	フロンティアで婚礼した際10%の補助(上限30万円)		・生涯生活設計講習会	
		支部企画(青山)	野球観戦、花火大会等イベント企画(宿泊、会食等)		・スキー・スノーボード講習会	
		支部企画(伊豆高原)	カルチャー、スポーツ体験補助		・おくたまセラピーツアー	
	おめでとうギフトセット	育児支援品の支給	12,800		-	
	へき地	医薬品引換券配布	へき地の等級に応じて引換券を配布	6,971	○ ショッピングあっせん	島しょ地区指定宿泊施設の利用助成 4,500円
		島しょ健康管理支援	健康管理事業参加及び島外診療時に交通費の半額を補助			
	補装具購入費補助	福祉事務所交付の補装具自己負担額補助	200	-	-	
その他	広報誌「かがやき」、福利厚生ハンドブック等	27,803	広報誌「いぶき」	インフルエンザ予防接種補助 2,000円		
合計			915,598			

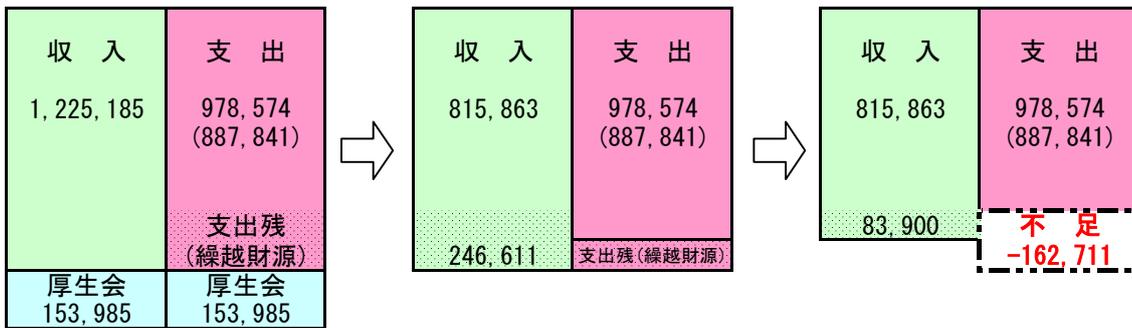
## 保健事業財源の今後

- 平成24年度・・・厚生会との共催による相互負担により事業を実施している。
- 平成25年度・・・厚生会負担分の事業費はなくなるが、平成24年度と同規模の事業実施は可能(24支出残を利用)
- 平成26年度以降・・・平成24年度と同規模の事業実施をすると財源が不足する。  
収入規模に応じた事業内容の再構築が必要となる。

24執行見込(変更予算)

25見込

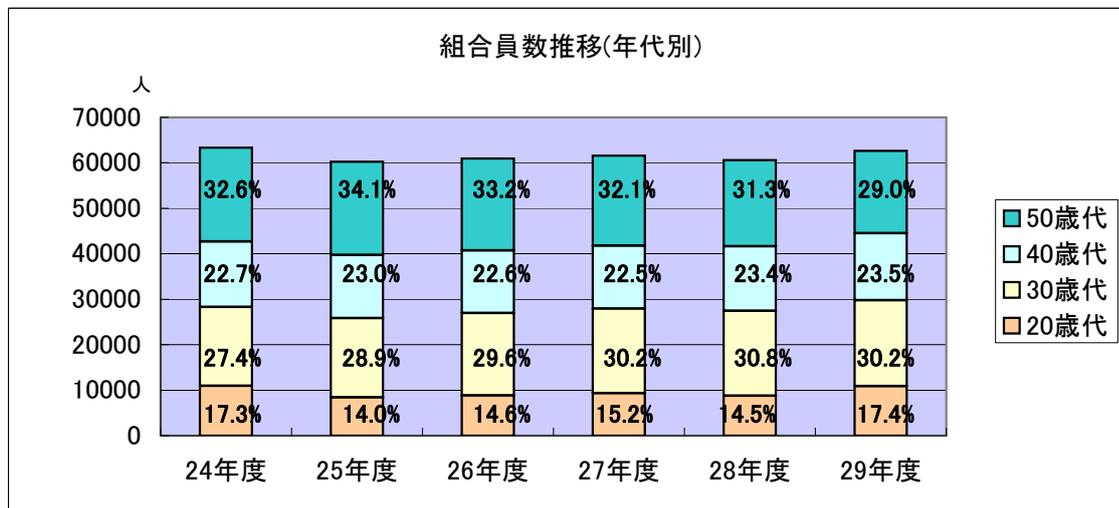
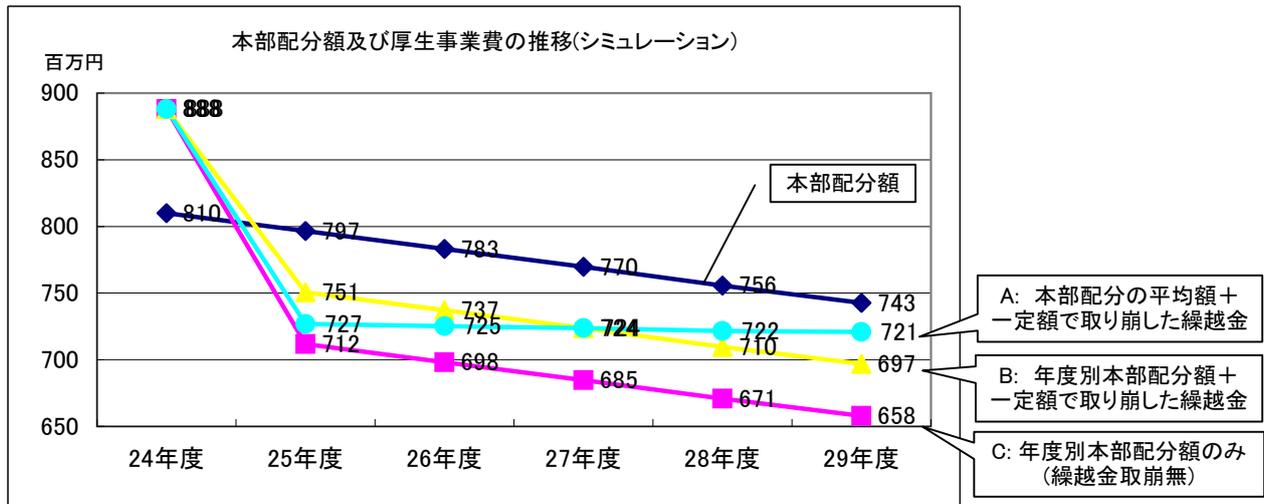
26見込



1,379,170    1,132,559                      1,062,474    1,062,474                      899,763                      (単位：千円)

※ 支出の( )は、厚生事業費相当額(参考資料参照)

【課題】 24年度末における支出残(繰越財源:246,611千円)の活用方法



## 人間ドック検査内容

### ①基本ドック

	日帰り・1泊2日ドック	ウィメンズドック	脳ドック	前泊大腸ドック
定期健康 診査項目	・問診・診察(内科)・身体計測・胸部X線・血圧・尿検査・赤血球数・白血球数・血色素量 ・ヘマトクリット・GOT・GPT・γ-GTP・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪 ・空腹時血糖・HbA1c・尿酸・心電図			
	・視力検査 ・聴力検査 ・上部消化管X線検査		・視力検査	・視力検査 ・聴力検査
(独自)	・生化学的検査 (コレステロール値等) ・血液学的検査 (血球算定等) ・血清学的検査 (抗体検査等) ・説明・教育・指導 ・便検査 ・糖尿病検査 ・眼科検査 ・肺機能検査 ・胃部X線 又は内視鏡検査 ・腹部超音波 ・経口ブドウ糖負荷試験 (1泊2日のみ)	・問診・診察(外科・婦人科) ・生化学的検査 (コレステロール値等) ・血液学的検査(血球算定等) ・血清学的検査(抗体検査等) ・説明・教育・指導 ・外科触診 (*マンモグラフィ 又は乳房エコー) ・婦人科内診 ・経膈超音波検査等 (子宮頸部細胞診 子宮体部細胞診(Bコースのみ)) ・骨密度検査、 ・腫瘍マーカー3種 (乳がん・子宮がん・卵巣がん)	・生化学的検査 (コレステロール値等) ・血液学的検査 (血球算定等) ・血清学的検査 (抗体検査等) ・説明・教育・指導 ・眼科検査 ・頭部MRI(断層撮影) ・頭部MRA(血管造影) ・頸動脈エコー	・生化学的検査 (コレステロール値等) ・血液学的検査 (血球算定等) ・血清学的検査 (抗体検査等) ・説明・教育 ・指導 ・眼科検査 ・肺機能検査 ・腹部超音波 ・大腸検査 (いずれか一つ) ・全大腸内視鏡検査 ・S字結腸内視鏡検査+注腸造影 ・注腸造影(下部消化 管X線検査)

### ②オプション \*基本ドックに加えて受診します。選択数に制限はありません(骨密度・ピロリ・腫瘍マーカー等は4種類まで)

胃カメラ	肺(CT)	脳	大腸	女性健診	骨密度・ピロリ・腫瘍マーカー
内視鏡	肺(CT)	頭部MRI (断層撮影) 頭部MRA (血管造影)	①～③のいずれか一つ ①全大腸内視鏡検査 ②S字結腸内視鏡検査+注腸造影 ③注腸造影(下部消化管X線検査)	・乳房 ・子宮 *いずれも各 医療機関で定 めた検査	・骨塩定量検査 ・各種がん検査 (胃、食道、肺、膵 臓、肝臓、前立腺、 卵巣、子宮、ピロリ 菌)

### ③器官別健診(単独) \*基本ドックを受けずに、単独で受診します。利用は検査項目ごとに年度内1回です。

女性健診		胃カメラ
乳房	子宮	
問診、視診、触診、乳房エックス線撮影又は乳腺エコー	問診、内診、子宮頸部細胞診、 経膈エコー	内視鏡

## 平成23年度人間ドック 年代別、所属所別利用状況

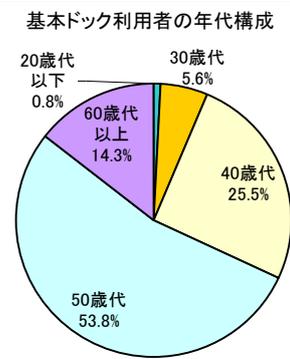
※組合員本人(任意継続組合員を除く。)のみ

上段:利用者数(単位:人)

<基本ドック>

下段:利用率

種別	組合員数 うち女性	日帰り	ウイメンズ	脳	大腸	1泊2日	計	
								利用率
年代別	20歳代以下	9,965	58	11	1	0	70	
		6,389	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
	30歳代	16,171	421	53	34	0	0	508
		9,580	2.6%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%	3.1%
	40歳代	14,768	2,148	115	72	0	1	2,336
		7,783	14.5%	1.5%	0.5%	0.0%	0.0%	15.8%
50歳代	20,500	4,676	65	166	6	11	4,924	
	9,467	22.8%	0.7%	0.8%	0.0%	0.1%	24.0%	
60歳代以上	2,751	1,222	46	45	0	0	1,313	
	1,153	44.4%	4.0%	1.6%	0.0%	0.0%	47.7%	
所属所別	都立学校	16,206	2,186	59	92	2	0	2,339
		7,053	13.5%	0.8%	0.6%	0.0%	0.0%	14.4%
	区立学校	28,049	3,537	106	144	2	8	3,797
		16,526	12.6%	0.6%	0.5%	0.0%	0.0%	13.5%
	市町村立学校	16,822	2,552	117	60	2	4	2,735
		9,202	15.2%	1.3%	0.4%	0.0%	0.0%	16.3%
その他	3,098	250	8	22	0	0	280	
	1,591	8.1%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	9.0%	
合計	64,175	8,525	290	318	6	12	9,151	
	34,372	13.3%	0.8%	0.5%	0.0%	0.0%	14.3%	



※ウイメンズドックの利用率は女性組合員数から算出

上段:利用者数(単位:人)

<オプション>

下段:利用率

種別	組合員数 うち女性	胃カメラ	肺	脳	大腸	乳房	子宮	骨密度	ピロリ菌	腫瘍マーカー	計	
												利用率
年代別	20歳代以下	9,965	0	1	2	0	23	16	4	1	14	61
		6,389	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%
	30歳代	16,171	15	8	27	4	134	126	30	38	89	471
		9,580	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	1.4%	1.3%	0.2%	0.2%	0.6%	2.9%
	40歳代	14,768	109	60	138	37	732	685	188	242	634	2,825
		7,783	0.7%	0.4%	0.9%	0.3%	9.4%	8.8%	1.3%	1.6%	4.3%	19.1%
50歳代	20,500	224	140	370	69	1,498	1,433	720	613	1,869	6,936	
	9,467	1.1%	0.7%	1.8%	0.3%	15.8%	15.1%	3.5%	3.0%	9.1%	33.8%	
60歳代以上	2,751	76	77	232	43	283	270	276	212	537	2,006	
	1,153	2.8%	2.8%	8.4%	1.6%	24.5%	23.4%	10.0%	7.7%	19.5%	72.9%	
所属所別	都立学校	16,206	112	82	200	38	472	438	306	312	791	2,751
		7,053	0.7%	0.5%	1.2%	0.2%	6.7%	6.2%	1.9%	1.9%	4.9%	17.0%
	区立学校	28,049	158	84	287	69	1,137	1,074	548	443	1,245	5,045
		16,526	0.6%	0.3%	1.0%	0.2%	6.9%	6.5%	2.0%	1.6%	4.4%	18.0%
	市町村立学校	16,822	136	102	247	34	994	962	342	319	990	4,126
		9,202	0.8%	0.6%	1.5%	0.2%	10.8%	10.5%	2.0%	1.9%	5.9%	24.5%
その他	3,098	18	18	35	12	67	56	22	32	117	377	
	1,591	0.6%	0.6%	1.1%	0.4%	4.2%	3.5%	0.7%	1.0%	3.8%	12.2%	
合計	64,175	424	286	769	153	2,670	2,530	1,218	1,106	3,143	12,299	
	34,372	0.7%	0.4%	1.2%	0.2%	7.8%	7.4%	1.9%	1.7%	4.9%	19.2%	

※婦人科オプションの利用率は女性組合員数から算出

## 成人病（生活習慣病）健診の目的等について

成人病（生活習慣病）健診の目的：がん検診と老化の予防（メタボリックシンドローム）

2009年度死因順位

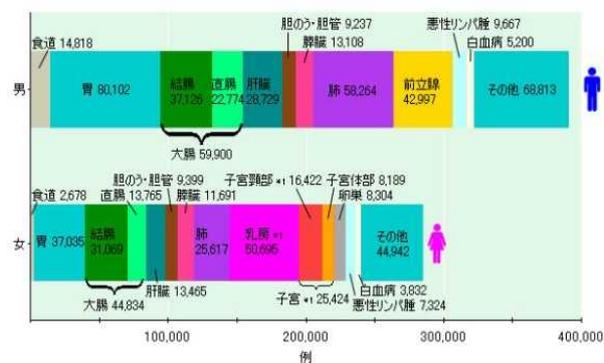
- 1位：がん（悪性新生物） 31.1%
  - 2位：心疾患（心筋梗塞） 15.5%
  - 3位：脳血管疾患（脳卒中） 12.5%
- 脳梗塞 59.9%  
 脳出血 26.5%  
 くも膜下出血 11.1%（脳ドックで動脈瘤の有無）

がん（悪性新生物）検診について

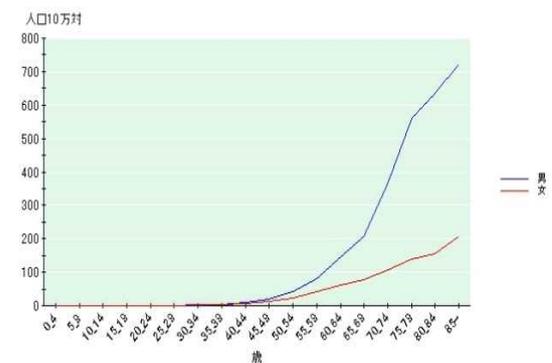
2008年度 日本人の癌死亡数順位

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
合計数	肺 66,903	胃 50,160	大腸 43,011	肝 33,665	膵 25,976	胆嚢 17,311	乳房 11,890	食道 11,746
男性	肺 48,610	胃 32,973	大腸 23,419	肝 22,332	膵 13,703	食道 9,997	前立腺 9,989	胆嚢 8,307
女性	大腸 19,592	肺 18,239	胃 17,187	膵 12,273	乳房 11,797	肝 11,333	胆嚢 9,004	子宮 5,709

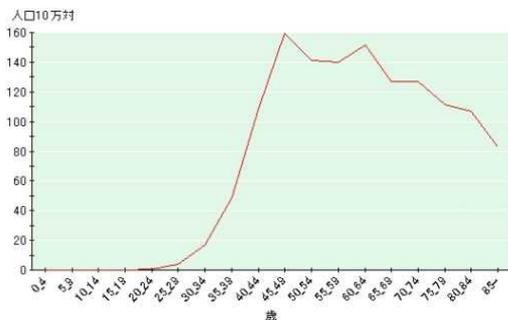
部位別がん罹患数  
【2005年】



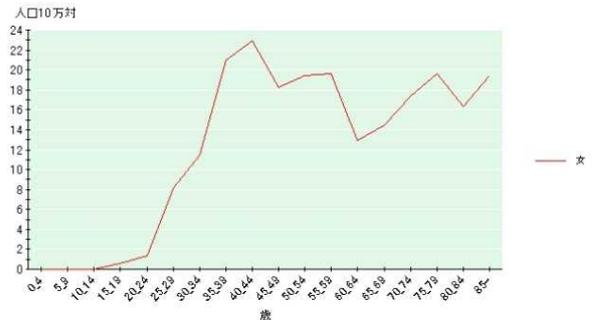
年齢階級別がん罹患率  
【新2005年】



年齢階級別がん罹患率  
【乳房2005年】



年齢階級別がん罹患率  
【子宮頸2005年】



## 人間ドック項目検討にあたっての考慮事項

項目		検討に当たっての考慮事項
基本ドック	日帰りドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィメンズ、脳、大腸ドックは日帰りドックよりも検査項目が少ない。</li> <li>・1泊2日ドックは日帰りドックと検査項目に大差はないが、検査料金が割高になる。</li> <li>・日帰りドック+オプション での利用が定着しており、日帰りドック以外の各コースの利用は低調である。</li> <li>・日帰りドック+オプション との検査項目等の違いがわかりにくい。</li> <li>・泊ドックについては、実施機関が限定される。また、拘束時間が長く敬遠されることがある。</li> <li>・「保健事業実施に関するガイドライン」において、泊ドックから1日ドックへの移行を進める方針が示されている。</li> </ul>
	ウィメンズドック	
	脳ドック	
	前泊大腸ドック	
	1泊2日ドック	
オプション	胃カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本ドックでも胃の検査(エックス線検査)を受けられる。</li> <li>・器官別健診で代替が可能である。</li> <li>・多くの教育委員会が胃がん発見を目的とした検査(エックス線)を定期健診で実施している。</li> <li>・組合員の年齢層における胃がんのり患者は減少傾向にある。</li> </ul>
	肺(CT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用面から見て定期健診での実施が困難である。</li> <li>・肺がんでの死亡者数の増加が著しい。</li> </ul>
	脳(MRI・MRA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用、検査時間等から見て定期健診での実施が困難である。</li> <li>・動脈瘤の発見、動脈硬化の進行を検査することが主目的であり、がんの発見を主目的としていない。</li> <li>・がんの死亡者の中でも、脳腫瘍のみを死因とするケースは少数である。</li> <li>・脳動脈瘤の有無に関しては、短期間で状況が変化することは少なく、他のがん検診よりも検査頻度が低くても一定の効果が期待できる。</li> </ul>
	大腸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大腸がんり患年齢のピークが、組合員の年齢層よりも高齢である。</li> <li>・半数以上の教育委員会が定期健診で便潜血反応検査を実施している。</li> </ul>
	女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん・子宮がんともに若年層のり患者が多い。</li> <li>・「保健事業実施に関するガイドライン」において、婦人がん検診を推進する方針が示されている。</li> </ul>
	骨密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの発見とは直接の関連がない。</li> <li>・検査料金が低廉で補助の有無に関わらず手軽に利用できる。</li> </ul>
	ピロリ菌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間で状況が変化することは少なく、一度感染歴の有無を調べておけば、胃の健康度が分り一定の効果が期待できる。</li> <li>・検査料金が低廉で補助の有無に関わらず手軽に利用できる。</li> </ul>
	腫瘍マーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有所見の割合が高くなることもあり、精度にやや課題があるという意見がある。</li> <li>・検査料金が低廉で補助の有無に関わらず手軽に利用できる。</li> </ul>
PSA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前立腺がんり患者が増加傾向にあるが、高齢者に多いがんである。</li> <li>・定期健診において、同検査を実施している教育委員会が少数である。</li> <li>・検査料金が低廉で補助の有無に関わらず手軽に利用できる。</li> </ul>	
自己負担金免除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に健康管理への意識を高めるために、若年層に人間ドックを利用するきっかけを付与することが求められる。</li> <li>・中長期的な医療費の適正化に寄与するよう対象者等を検討する。</li> <li>・婦人がんのり患年齢等を考慮した適応年齢の検討が求められる。</li> <li>・限られた財源の中で、より多くの組合員に利用機会を提供するため、適切な自己負担を求める。</li> </ul>	

## 特定健康診査・特定保健指導について

### 1 現状：制度の目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から医療保険者（公立学校共済組合）は、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対して、糖尿病等の生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）の実施が義務付けられた。

特定健診等は、組合員の生涯にわたっての生活の質の維持向上のために、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、重症化、合併症への進行等の予防に重点をおいた取組として実施している。

### 2 実施状況

特定健康診査	対象者					受診者					受診率
	本人		家族		合計※	本人		家族		合計※	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性		
平成20年度	21,981	21,010	803	8,819	52,613	16,391	15,166	225	2,924	34,706	66.0%
平成21年度	21,403	20,377	826	8,618	51,224	15,791	14,638	197	2,411	33,037	64.5%
平成22年度	20,755	19,824	872	8,468	49,919	17,400	16,525	313	3,031	37,269	74.7%

※合計数は、国への報告数

特定保健指導 ※	本人					家族					総合計
	男性		女性		合計	男性		女性		合計	
	動機	積極	動機	積極		動機	積極	動機	積極		
平成20年度	2,063	3,350	1,054	529	6,996	29	34	160	70	293	7,289
平成21年度	2,122	3,392	1,048	563	7,125	25	27	120	46	218	7,343
平成22年度	2,134	3,541	1,135	615	7,425	33	46	154	50	283	7,708

※特定保健指導数は、対象者数

### 3 特定健診の判定

必須項目 腹囲：男性 85cm 以上、女性 90cm 以上 または BMI25 以上

- (1) 血糖値が 100 から 125mg/dl、または HbA1c が 5.2 から 6.1%
- (2) 脂質 中性脂肪 150 から 299mg/dl または HDL コレステロール 39 から 35mg/dl
- (3) 血圧 収縮期 130 から 139mmHg または拡張期 85 から 89mmHg
- (4) 喫煙歴あり（(1)から(3)のリスクが1つ以上ある場合カウント）

(1)から(4)のリスクが2つ以上は積極的支援。1つだけならば動機付け支援 とする。

血糖値が 126 以上または HbA1c6.1 以上

脂質：中性脂肪 300 以上または HDL コレステロール 34 以下

血圧：収縮期 140 以上または拡張期 90 以上

ただし薬剤治療を受けている場合は保健指導対象外で受診勧奨レベル。

} は受診勧奨レベル。

## こころとからだの相談事業について

東京支部では「教職員のこころとからだの総合健康管理事業」の一環として以下の相談事業を実施している。

- ・こころの相談  
ストレスチェックに基づく相談・カウンセリング  
23年度： 19件  
こころの相談  
23年度：925件
- ・からだの相談  
一般健康相談  
23年度： 4件  
人間ドック結果に基づく相談、指導  
23年度：139件

### 【参考】

公立学校共済組合本部（無料）

- ・面談によるメンタルヘルス相談(平成23年度東京支部実績：149件)
- ・教職員健康相談24(平成23年度東京支部実績：1,964件)  
(健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルス相談等)
- ・専門医によるセカンドオピニオン相談

東京都教育委員会（社団法人東京都教職員互助会に委託）（無料）

- ・精神保健相談（電話・面接）
- ・メンタルヘルス土日相談
- ・臨床心理士の学校等への派遣によるセミナー・個別相談

財団法人東京都人材支援事業団（無料）

- ・一般相談 専門相談（心の相談等）
- ・“健やか”テレホン相談（健康、育児、医療、看護・介護、メンタルヘルス等）
- ・心の健康づくりセルフケア支援  
(専門機関による面談、電話、オンラインカウンセリングの実施)

## 平成24年度公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会名簿

### 1 保健事業検討委員会委員（11名）

役職	氏名	所属・職
委員	川原泰寛	東京都教職員組合 書記長
	三好清隆	東京都高等学校教職員組合 執行副委員長
	土井 彰	東京都公立学校教職員組合 書記長
	宮田周二	大田区立 東糀谷小学校長
	樋口郁代	渋谷区立 渋谷本町学園長
	山中 豊	東京都立 飛鳥高等学校長
	奥井かおる	東京都立 武蔵台学園校長
	小島正久	公立学校共済組合 関東中央病院 顧問
	前田 哲【委員長】	教育庁 福利厚生部長
	松尾正純	教育庁 福利厚生部 福利厚生課長
	高橋美弥子	教育庁 福利厚生部 給付貸付課長

### 2 事務局（7名）

庶務	伊東美代子	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 課長補佐兼管理係長
	清常雅史	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 経理係長
	加藤 弘	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 厚生係長
	栗原真寿弥	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 厚生事業担当係長
	進藤裕紀	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 互助事業担当係長
	鈴木 吾	教育庁 福利厚生部 給付貸付課 課長補佐兼資格係長
	式 敬之	教育庁 福利厚生部 福利厚生課 管理係

合計 18名

平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会審議日程

開催日	検討内容
第 1 回 5 月 30 日(水)	1 新ガイドラインに基づく保健事業見直しの検討について
第 2 回 6 月 26 日(火)	2 効果的な健康管理事業を実施するための見直しについて
第 3 回 7 月 26 日(木)	3 効果的な健康管理事業・一般事業を実施するための見直しについて
第 4 回 8 月 27 日(月)	4 報告書案の取りまとめ

平成 24 年 3 月 7 日  
第 5 回運営審議会にて承認

## 平成 24 年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会の 設置について

### 1 設置理由

支部の保健事業は、公立学校共済組合の事業方針である「保健事業実施に関するガイドライン」（平成 18 年 3 月 29 日付）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき実施してきたところである。このたび、平成 24 年度から実施される新たなガイドラインにより、各支部においては保健事業の充実を図り、健康の保持増進及び疾病予防を推進し、結果的に医療費の適正化につながるよう効率的かつ効果的の事業展開を図ることが求められている。東京支部においてもホテル伊豆高原の廃止に伴う新たなサービスの必要性や、(財)東京都人材支援事業団の一般法人化に伴う福利厚生サービスの見直し等、保健事業の現状と課題を整理し、社会状況や組合員のニーズに即した保健事業のあり方について検討する必要があるため、「保健事業検討委員会」を設置する。

### 2 検討事項

- (1) 保健事業の現状と課題に関すること
- (2) 公立学校共済組合「保健事業実施に関するガイドライン」に基づく見直しに関すること
- (3) 今後の保健事業のあり方に関すること

### 3 設置期間

平成 24 年 4 月 16 日から平成 24 年 12 月 31 日まで

### 4 検討委員

支部組合員、校長会及び支部のそれぞれを代表する者及び学識経験者等の 12 名程度で構成し、支部長が委嘱する。

### 5 要綱

別紙 1 のとおり

### 6 検討日程

別紙 2 のとおり

### 7 保健事業実施に関するガイドライン

別紙 3 のとおり

## 平成24年度 公立学校共済組合東京支部保健事業検討委員会要綱

(設置の目的)

第1条 公立学校共済組合東京支部における保健事業の今後のあり方について検討するため、公立学校共済組合東京支部に保健事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 保健事業の現状と課題に関すること。
- (2) 新しい「保健事業実施に関するガイドライン」に基づく見直しに関すること。
- (3) 今後の保健事業のあり方に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、12名程度とし、次に掲げる者のうちから支部長が委嘱する。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 組合員を代表する者 | 3名   |
| (2) 校長会を代表する者 | 4名   |
| (3) 支部を代表する者  | 3名   |
| (4) 学識経験者等    | 2名程度 |

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は支部を代表する委員のうち、福利厚生部長を充てる。
- 3 委員長は会議を主宰する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(任期)

第5条 任期は、平成24年4月16日から平成24年12月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない事由があるときは、委員の委任を受けた代理者を出席させることができる。

(検討結果の報告)

第7条 委員会は、検討結果を支部長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成24年3月12日から施行する。